秩父市議会会派設置規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秩父市議会基本条例(平成28年秩父市条例第23号)第6 条の規定に基づき、会派に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 会派とは、2人以上で構成する秩父市議会議員(以下「議員」という。)の 団体で次条の届出のあるものをいう。ただし、議員は複数の会派の構成議員とな ることができない。

(届出)

- 第3条 議員が会派を結成したとき、その代表者は会派名、代表者氏名、結成年月日、役員及び構成議員氏名を、市議会会派結成届(様式第1号)により、速やかに秩父市議会議長(以下「議長」という。)に届け出るものとする。ただし、議長が選挙されるまでの間にあっては事務局長に提出するものとする。
- 2 前項の届出事項に変更が生じたとき、代表者は市議会会派変更届(様式第2号)により、速やかに議長に届け出るものとする。
- 3 会派を解散したとき、代表者であった者は市議会会派解散届(様式第3号)により、速やかに議長に届け出るものとする。

(議長の取扱い)

第4条 議長に就任した者は、会派を離脱するものとする。

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

年 月 日

秩父市議会議長

様

会派名

代表者名

印

市議会会派結成届

会派を結成したので、秩父市議会会派設置規程第3条第1項の規定により届け出 ます。

- 1 会派の名称
- 2 代表者名
- 3 結成年月日
- 4 役職及び構成議員氏名

役職	議 員 氏 名

年 月 日

秩父市議会議長 様

会派名

代表者名 印

市議会会派変更届

会派の届出事項に変更が生じたので、秩父市議会会派設置規程第3条第2項の規 定により届け出ます。

1 変更事項

2 変更年月日

年 月 日

秩父市議会議長 様

会派名

代表者名 印

市議会会派解散届

会派を解散したので、秩父市議会会派設置規程第3条第3項の規定により届け出 ます。

- 1 会派の名称
- 2 解散年月日